

令和8年度医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大支援業務委託 業務仕様書

1 事業の目的

成長性があり安定した需要を期待できる医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出や事業拡大をめざす県内企業を支援するため、個別相談支援、事業計画策定支援から市場開拓に至るまで専門家による伴走型支援を実施し、支援された企業の医療・福祉機器等ヘルスケア分野における事業拡大を通じた雇用拡大をめざす。

2 委託事業の内容

(1) 委託事業名 令和8年度医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大支援業務

(2) 委託期間 契約の日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 業務内容

① マッチング支援等の実施

ア 大企業等における展示商談会の企画・運営及び出展企業に対する支援

- ・医療機器メーカー等の大企業等との展示商談会を企画・運営すること。運営にあたっては、会場の確保、展示用資材の借上げ・運送、来場者用パンフレットや社名板等の制作、前日及び当日の会場設営・撤去及び当日の受付等、必要な一切の業務を行うこと。
- ・展示商談会を実施する企業（以下「商談会実施企業」という。）は受託者が提案することとし、三重県と協議の上、決定するものとする。
- ・商談会実施企業との連絡調整、募集案内の作成、出展企業の募集等を行うこと。なお、出展企業の募集については三重県と協力して実施するものとする。
- ・出展企業に対しては、事前に自社の技術や工法等を提案するためのPRシーートの作成支援等を行うとともに、事後も商談会実施企業との成約に向けたフォローアップ等の支援を行うこと。

イ 大型展示会における三重県ブース出展企業に対する支援

- ・首都圏等で開催される大型展示会（2回程度を想定）において三重県が設置する共同出展ブースに出展する県内企業に対し、事前にマッチング先の希望等の聴取、PR方法の指導等、会期中にマッチング候補先企業の三重県ブース招致、商談への立ち合い等、事後に成約に向けたフォローアップ等の支援を行うこと。
- ・出展企業については、本委託業務とは別途、三重県が公募を行う。

ウ その他個別相談・伴走支援等

- ・ア及びイ以外にも、医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出及び事業拡大をめざす県内企業に対して、オンライン又は企業訪問による個別相談を行うとともに、事業計画策定、製品開発、生産性・品質向上、取引先へのPR等に関する伴走支援を実施し、その支援成果として、医療機器メーカー等とのマッチングに繋げること。

エ その他

- ・ア、イ及びウ以外に、県内企業による医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大を支援する効果的な企画があれば提案すること。

②支援体制の構築等

- ・5名以上のアドバイザーによる支援体制を構築し、複数のアドバイザーが連携して支援を行うこと。
- ・アドバイザーは、医療・福祉機器等業界に精通した専門家を充てること。
- ・支援の進捗状況については、随時、三重県に情報共有を行うこと。

③成果指標

ア 支援回数	50回以上※1
〔 企業訪問	5社以上※2
〔 伴走支援	12社以上※3

イ マッチング件数 8件以上※4

※1 個別相談（概ね1時間以上）を含むすべての支援回数の総計。ただし、業務連絡を除く

※2 原則、県内企業を直接訪問して行う個別相談の訪問数

※3 PRシート作成指導、成約に向けたフォローアップ、企業からの依頼に基づくニーズ調査とりまとめ等の具体的かつ継続的な支援を行った企業の数

※4 取引実績のない企業（これまでの取引実績とは別の事業分野である場合は別の企業とみなす）と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと

(4)委託業務にかかる経費

本業務の実施に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

3 委託業務に関する成果品の提出

- (1)報告書 2部（ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- (2)報告書等電子データ 1式（報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること）
- (3)成果品の提出期限
成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずることとする。
 - (3) 事業の実施にあたっては、厚生労働省が実施する事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」における実施要領および交付要綱に基づくこと。
 - (4) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。
 - (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。

6 その他

- (1) 契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。
- (2) 事業の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務詳細については、三重県と協議して実施するものとする。